

令和 6 年 2 月 27 日
区民部国保年金課

令和 6 年度国民健康保険料率等について

東京都は、都内すべての医療費等を賄うため、各区市町村の医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の額を決定し、区市町村が納付金を納めるために必要な水準である標準保険料率を提示する。

区市町村は、納付金を納めるため、標準保険料率を参考として保険料を定め、賦課・徴収する。

1 都が算定した令和 6 年度納付金および標準保険料率

令和 6 年度 練馬区納付金額および標準保険料率

	基礎(医療)分	後期支援金分	介護納付金分	合計
納付金額	15,551,823,985 円	5,085,222,469 円	1,884,445,327 円	22,521,491,781 円
所得割率	8.35%	2.87%	2.33%	13.55%
均等割額	50,326 円	16,872 円	16,891 円	84,089 円

2 令和 6 年度練馬区国民健康保険料算定等について

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準について

特別区では、将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応することとし、保険料率や保険給付、保険料の減免などを共通基準として決め、各区で条例を定める際は、原則この共通基準に合わせるという統一保険料方式を採用している。（平成 29 年 11 月 14 日特別区長会総会確認事項）

ア これまでの経緯（激変緩和措置等について）

今年度までは、国の激変緩和措置期間（6 年間）に合わせ、納付金の 94%を賦課総額とし、平成 30 年度から令和 6 年度にかけて段階的に 100%とする特別区独自の激変緩和措置を実施してきた。しかし、コロナの影響等により令和 3 年度および令和 5 年度の激変緩和割合を据え置くこととした。

そのため、激変緩和割合は令和 3 年度 96%、令和 5 年度 97.3%にそれぞれ据え置いた。

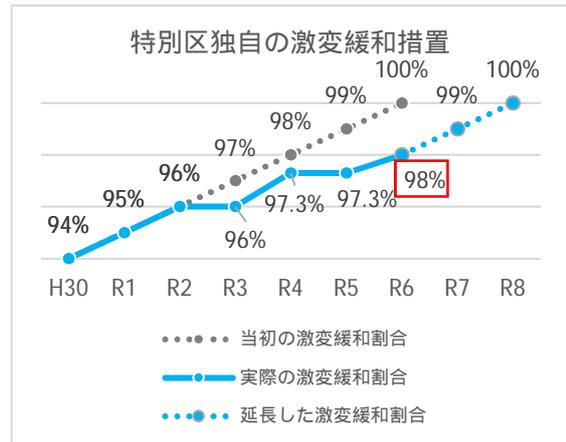
また、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増への対応と、財政安定化基金の償還のために、基礎（医療）分に追加で一般財源を投入した。

イ 令和6年度保険料算定の考え方

(ア) 激変緩和措置について

当初計画（本来の目標達成 令和6年度）から遅れた2年分を延長することとし、右のグラフのとおり令和8年度で納付金の100%を賦課総額とする。

このことから、令和6年度の激変緩和割合は納付金の98.0%とした。

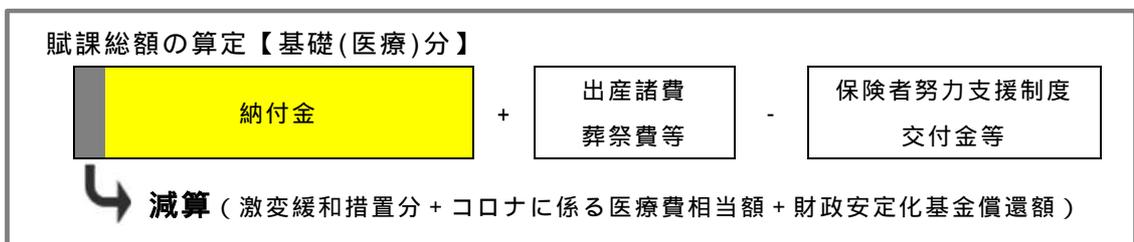


(イ) 基礎（医療）分保険料について

高齢化および医療の高度化、新型コロナウイルス感染症に関する医療費の増加の影響により、一人当たりの診療費が高くなっているため、基礎（医療）分保険料は増えている。

このため、令和5年度と同様に、新型コロナウイルス感染症に係る医療費相当額（概算額）を算出し、これに東京都が示す一人当たり診療費の伸び率を反映したものを一般財源から投入し、基礎（医療）分納付金から減算することとした。

また、財政安定化基金について、東京都が令和3年度および令和4年度に取り崩したため、その償還額を一般財源から投入し、基礎（医療）分納付金から減算することとした。



これにより、基礎（医療）分については納付金の93.5%相当を、後期高齢者支援金分・介護納付金分については98.0%を賦課総額として算定を行った。全体では、94.9%相当となった。

(ウ) 介護納付金分の所得割率の統一

介護納付金分の所得割率については、所得水準の格差を理由に各区設定としてきたが、今後、都内保険料水準の統一を目指していくことを鑑み、令和6年度から23区統一の保険料率が示された。これに則り、区は23区統一の保険料率を採用する。

(エ) 都内保険料水準の統一に向け、「納付金」ベースの統一を反映

納付金のうち、医療費水準の影響に経過措置を講じた上で段階的に下げて

いく。経過措置は、医療費指数反映係数である を現在の1（100%の影響から段階的に引き下げ、令和11年度に = 0（影響なし）とするもの。令和6年度は = 0.83 に設定する。

また、区市町村ごととしていた審査支払手数料や高額医療費負担金等を、令和6年度から都全体の共同負担とする。

国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

ア 賦課限度額の引上げ

【賦課限度額】

	改正後	現行	増減
基礎(医療分)	650,000 円	650,000 円	据置き
支援金分	<u>240,000 円</u>	220,000 円	20,000 円増
介護分	170,000 円	170,000 円	据置き

	改正後	現行	増減
基礎分・支援金分 合計	<u>890,000 円</u>	870,000 円	20,000 円増
基礎分・支援金分 ・介護分 合計	<u>1,060,000 円</u>	1,040,000 円	20,000 円増

イ 保険料の軽減判定所得の引上げ

物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響で均等割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、保険料の減額判定基準を引き上げる。

均等割額の5割・2割軽減判定基準について、5割軽減世帯は29.5万円（現行29万円）、2割軽減世帯は54.5万円（現行53.5万円）にそれぞれ引き上げる。

軽減割合	令和6年度	令和5年度
7割	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円
5割	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円 + (被保険者数 × <u>29.5万円</u>)	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円 + (被保険者数 × 29万円)
2割	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円 + (被保険者数 × <u>54.5万円</u>)	43万円 + (給与所得者等数-1) × 10万円 + (被保険者数 × 53.5万円)

給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入が 55 万円を超える方）および一定の公的年金所得者（公的年金等の収入が 60 万円を超える 65 歳未満の方、または公的年金等の収入が 125 万円を超える 65 歳以上の方）

3 令和 6 年度保険料率等

賦課割合

区の被保険者数および所得見込みから、賦課割合（所得割：均等割）を基礎（医療）分および介護分を 58：42、支援金分を 59：41 とする。

保険料率

【基礎（医療）分 + 支援金分】

	基礎（医療）分		支援金分		計（基礎分 + 支援金分）	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
5 年度	7.17%	45,000 円	2.42%	15,100 円	9.59%	60,100 円
6 年度	<u>8.69%</u>	<u>49,100 円</u>	<u>2.80%</u>	<u>16,500 円</u>	<u>11.49%</u>	<u>65,600 円</u>
増減	1.52 ポイント	4,100 円	0.38 ポイント	1,400 円	1.90 ポイント	5,500 円

【介護分】（40～64 歳）

	介護分		計（基礎分 + 支援金分 + 介護分）	
	所得割	均等割	所得割	均等割
5 年度	2.23%	16,200 円	11.82%	76,300 円
6 年度	<u>2.36%</u>	<u>16,500 円</u>	<u>13.85%</u>	<u>82,100 円</u>
増減	0.13 ポイント	300 円	2.03 ポイント	5,800 円

1 人当たり保険料額

	基礎（医療）分 + 支援金分	基礎分 + 支援金分 + 介護分
5 年度	143,363 円	182,171 円
6 年度	<u>156,520 円</u>	<u>196,019 円</u>
増減 （前年度比）	13,157 円（9.18%増）	13,848 円（7.60%増）